

広島市告示第517号
令和2年12月2日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 庚午テナントビル
(2) 所在地 広島市西区庚午北二丁目346番ほか

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者		住所
氏名	代表者	
株式会社ハーティウオンツ	代表取締役 福岡 慎二	広島市中区八丁堀11番8号
有限会社ナガタニ	代表取締役 永谷 明彦	広島県三次市東酒屋町122-1

(変更後)

小売業者		住所
氏名	代表者	
株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本	代表取締役 村上 正一	広島市西区井口明神一丁目1番10号
有限会社ナガタニ	代表取締役 永谷 明彦	広島県三次市東酒屋町122-1

3 変更年月日

- 平成27年8月7日 (代表者変更)
平成27年8月16日 (会社合併)
平成28年1月25日 (本店移転)

4 届出年月日

令和2年11月27日

5 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区役所市民部区政調整課

6 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和2年12月2日から令和3年4月2日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例49号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

7 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

8 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和3年4月2日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課